

令和7年度 環境保全計画書

(株)神鋼環境ソリューション

1. 環境保全に関する基本方針(基本理念)

当社の環境方針を下記に示す。

環境方針

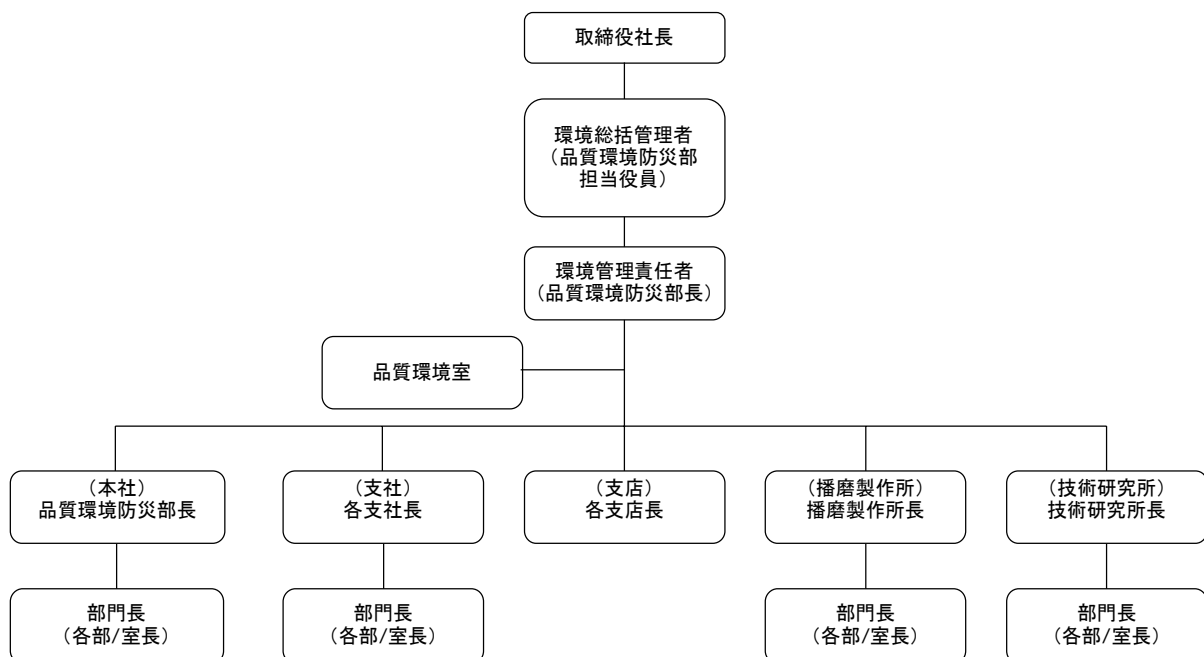
当社は、コンプライアンスを徹底し、環境に貢献するビジネス展開を通じて、社会と地球が調和する未来を支える

- ・当社の企業活動において、廃棄物発生抑制とリサイクル化、資源・エネルギーの効率的利用を図る
- ・技術・知見を活かし、カーボンニュートラル・環境負荷低減に貢献する製品・技術・サービスを開発し、提供する
- ・地域社会における当社の責務を認識し、事業遂行に係る環境法令・客先要求を理解し、確実な環境保全によりステークホルダーの期待に応える

2. 環境保全に関する組織の現況

当社の環境管理体制を図1に示す。

図1 環境管理体制



3. 令和7年度 環境目標

環境方針及び令和6年度の活動結果を踏まえて、令和7年度環境目標を設定し、活動を実施していきます。

- ・過去のトラブルやコンプライアンス事案をふまえ、ルール策定とエビデンスでの検証に基づいた再発防止と水平展開とを徹底し、現場を含む各部門および個人での仕事の適正かつ最適なやり方を再構築する
- ・製品・技術・サービスについて、カーボンニュートラル・環境負荷低減に貢献する具体的な目標の設定とその達成
- ・環境データの適正な取得・記録および検証を継続し、コンプライアンス違反（環境不適切事象）ゼロ
- ・環境保全に関する万全な設備管理・操業管理により、環境不適合の件数の削減（目標 16 件：前年度比 3 割減）

3.1 令和7年度温室効果ガス削減目標・計画

●省エネルギーの推進、CO₂排出量の削減

＜目標＞節電・燃料使用量削減などの省エネルギー活動を推進し、CO₂排出量を平成16年度のCO₂排出量を基準※に、平成21年～令和6年度平均で1%以上削減する。

＜取り組み内容＞

具体的な取り組みは表1のとおりです。

表1 省エネルギー方策

分類	省エネ方策
照明・電気	CO ₂ フリー電力の活用
	不必要な照明の消灯
	自動販売機の照明の消灯
	太陽光発電の活用（本社のみ）
	全パソコンを節電モードに設定して電力使用を抑制
	退社時、パソコンの電源及びモニターの電源オフの徹底
空調	室内の温度設定を省エネモード化 （夏：28℃、冬：20℃）
	稼働時間の短縮

※ 基準年については、平成16年度事業活動に伴うエネルギー使用実績を基にしています。

4. 公害防止対策に係る計画

4.1 技術研究所

環境方針及び令和7年度環境目標に基づき、公害防止対策に係る活動を表2及び表3にて実施します。

表2 目標及び管理目標値

	目 標
水質汚濁防止対策	◆「下水道法」及び「神戸市下水道条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆「下水道法」及び「神戸市下水道条例」等に定める排水に係る基準値を遵守する。 ◆排水管理報告書にて表4に記載する排水の水質に係る管理目標値の遵守状況を神戸市殿へ報告する。 ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止・拡散防止に努める。
土壌汚染対策	◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。

表3 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
水質汚濁防止対策	公共用水域の環境保全	◆「下水道法」及び「神戸市下水道条例」等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、表5に記載の計画に基づき排水の水質測定等を行なう。また、各種報告は関係法令の規定に基づき行う。
	地下水汚染の未然防止	◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。
土壌汚染対策	土壌汚染の未然防止	◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、記録・報告を行う。 ◆廃棄物管理ガイドライン及び法遵守手順を守る。 ◆廃棄物の再生利用、再資源化等による有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、神戸市殿へ報告する。

表 4 排出水に係る水質管理目標値

項 目			管理目標値	備 考
				目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)
法令排水基準設定	1	水素イオン濃度 (pH)	5 超～9 未満	神戸市排除基準値
	2	総水銀 (水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	0.005 以下 (水銀換算) (mg/ℓ)	神戸市排除基準値
	3	ジクロロメタン	0.2 以下 (mg/ℓ)	神戸市排除基準値

上記の他に、人の健康に係る被害を生ずる恐れのある項目、生活環境に係る被害を生ずる恐れのある項目、下水処理場に負荷をかける項目、施設を損傷する恐れのある項目については、社内管理基準に基づき自主測定を行い、排水基準を遵守する。

表 5 排出水の汚染状態測定計画

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法
法令排水基準設定項目	1	水素イオン濃度 (pH)	1 回/月	技術研究所排水中和処理水出口採水バルブ	法令の規定方法 JISK-0102
	2	総水銀 (水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	2 回/月	同上	昭和 46 年環境庁告示第 59 号 付表 1 還元気化原子吸光法
	3	ジクロロメタン	1 回/月	同上	JISK-0125

4.2 本社

環境方針及び令和7年度環境目標に基づき、公害防止対策に係る活動を表6及び表7にて実施します。

表6 目標及び管理目標値

	目 標
廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。

表7 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、記録・報告を行う。 ◆廃棄物管理手順を遵守する。 ◆廃棄物の再生利用、再資源化等による有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、神戸市殿へ報告する。

5. 地球温暖化対策に係る計画

令和6年度の電気・燃料等の使用量及び令和7年度の温室効果ガス（CO₂）削減目標は表8のとおりです。

また、目標達成のために講ずる具体的対策は表9のとおり実施します。

表8 電気・燃料等の使用量、温室効果ガス排出量及び令和7年度削減目標

活動の区分	燃料等の種類	基準年度 (平成16年度)	令和6年度 使用量等	単位 発熱量	排出係数	排出量（t-CO ₂ ）		
						基準年度 (平成16年度)	令和6年度 (実績) ※1	令和7年度 削減目標
燃料の使用	都市ガス	56,674.0 (Nm ³)	748,320.0 (Nm ³)	45.0 (MJ)	0.0464 (kg-CO ₂ /MJ) ※2	117.9	167.9	平成21年～ 令和7年度 平均で基準 年度比 1%以上削減
電気事業者から供給された電気の使用	一般電気事業者	3,656.1 (kWh)	0.0 (kWh)	—	0.401 (kg-CO ₂ /kWh) ※3	1,338.1	0.0	
	一般電気事業者 (CO ₂ フリー電力)	—	1825.6 (kWh)	—	0 (kg-CO ₂ /kWh)	—	0.0	
合計		—	—	—	—	1,456.0	167.9	
基準年度比						—	88.5%削減	

※1 算出値は、省エネ法に基づく定期報告書の作成ツール(計算ソフト)で計算した値を使用しており、実際の計算値に対して、小数点以下の値が若干異なっている。

※2 大阪ガスによる令和6年公表値（令和5年度実績値）

※3 環境省による関西電力の令和6年公表値（令和5年度実績値）

表9 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギー使用の合理化	1) CO ₂ フリー電力の活用	都市ガス及び電力消費量を削減し、CO ₂ 排出量を基準年度比1%以上削減する。
	2) 不必要な照明の消灯	
	3) 太陽光発電の活用（本社のみ）	
	4) 室内温度設定を省エネモード化	
	5) 全パソコンを節電モードに設定して電力使用を抑制	
	6) 退社時、パソコンの電源及びモニターの電源オフの徹底	

6. 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

環境方針及び令和7年度環境目標に基づき、本社及び技術研究所における環境保全に係る活動を表10のとおり実施します。

表10 公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

	分野	項目	目標
1	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	1) 分別回収	徹底
		2) 廃棄物のリサイクルによる減量化	前年度より廃棄物の再資源化率を向上させる
		3) 廃棄物発生量の削減	
2	事業所等での再生製品等の使用	1) エコペーパー（環境負荷低減用紙）の利用	100%
3	自動車対策	1) マイカー通勤の抑制（本社のみ）	原則禁止
		2) エコドライブ・アイドリングストップの推進	啓蒙活動の実施
		3) 低公害・省エネルギーな自動車の利用	啓蒙活動の実施
4	従業員教育	1) 環境保全教育	1回/年
		2) 環境MS教育	1回/年
		3) 社内報での啓発	1回以上/年
5	地域社会への参画	1) 本社周辺の清掃活動	2回/月
		2) 技術研究所周辺の清掃活動	2回/年
6	環境管理システムの充実	1) 内部監査の実施	1回/年